令和６年度第１回

国民健康保険運営協議会

令和６年８月１日

東　久　留　米　市

令和６年度第１回国民健康保険運営協議会

令和６年８月１日午後１時30分開会

東久留米市役所本庁舎４階　庁議室ほか

議　　題

（開　会）

（会議録署名委員の指名）

（議　題）

（１）令和５年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

（２）令和６年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算第２号（案）

（報　告）

（１）令和５年度国民健康保険税の徴収状況について

（２）国民健康保険税口座振替推進キャンペーンについて

（３）データヘルス計画の経過報告について

（４）保険証廃止に伴う東久留米市国民健康保険条例等の改正について

（５）その他

出席委員（９名）

会　長	古井祐司	委　員	齋藤昇司
委　員	山﨑紀子	委　員	西尾龍太
委　員	小玉　剛	委　員	中島春江
委　員	西村より子	委　員	橋　豊子
委　員	成田直人		

欠席委員（１名）

委　員　熊野雄一

説明者（７名）

福祉保健部長	中谷義昭	福祉保健部保険年金課長	櫻井恵子
市民部納税課長	佐川公行	福祉保健部特定健診係長	髙野雄大
保険年金課国民健康保険係長	南部健一	保険年金課国保年金資格係長	垂水志織
保険年金課主査	水村　勉		

◎開会及び開議の宣告

○会長　それでは、本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

これより、令和６年度第１回東久留米市国民健康保険運営協議会を始めたいと存じます。

初めに、今日の出欠委員を確認いたします。

本日、熊野委員がご欠席ですが、国民健康保険運営協議会規則第７条に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しています。

また、成田委員より退席予定のお申し出を受けております。

市役所のほうからは、関係部課長及び担当係長が出席をされています。

なお、健康課長がご欠席のため、特定検診係長が代理出席をされております。

本年４月の人事異動で、事務局の関係部課長、主査が変わっておりますので、自己紹介をお願いいたします。

○福祉保健部長　皆様、こんにちは。４月１日から福祉保健部長に着任しました中谷と申します。３月まで保険年金課長をしておりまして、その繰り上がりで昇格ということでございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○保険年金課長　４月１日から保険年金課長を拝命いたしました櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

保険年金課のほうには、初めて入庁してから平成22年度まで勤めた状態でして、その後13年間別の部署で働きまして、戻ってきたというような形になります。何分ちょっと久しぶり過ぎて、分からないことだらけですけれども、勉強してまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課主査　４月１日から保険年金課主査になりました水村と申します。よろしくお願いします。

○納税課長　４月１日付で納税課長を拝命しました佐川でございます。この前まで健康課長として出席しておりましたが、今度納税課長という立場で出席させてもらいます。引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局　以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

◎会議録署名委員の指名

○会長　それでは、次に次第２の会議録署名委員のご指名です。

本日、署名委員様ご指名申し上げます。小玉委員、橋委員、成田委員、お三方にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

また、本協議会での会議録及び資料の取扱いについて、お諮りをいたします。

原則として、会議録及び資料は公開することとなります。ただし、審議の内容によって、市議会での議決に関わる内容を含むことがございます。その場合、当該内容の議決後に、当協議会の会議録及び資料を公開するものといたします。

あわせまして、傍聴の方への資料提供の取扱いですが、東久留米市議会にて審議が必要な内容を含む場合、協議会終了後に回収をさせていただくものといたします。

なお、会議録については、氏名の記載は行わず、役職名での表記となりますので、ご了承をお願いいたします。

こちらについて、ご異議ございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○会長　ありがとうございます。

◎議事進行の確認

○会長　本日、令和５年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算のほかに、１件の議題及び報告を予定しています。

おおむね午後３時までに終了させていただきたいと思いますので、ご協力をまたよろしくお願いいたします。

◎傍聴者の確認

○会長　それでは、本日の傍聴希望者の確認です。

こちら、今日はいかがでしょうか。

○事務局　傍聴者の方おられませんが、遅れて来られた場合は傍聴を許可させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。それでは、傍聴希望者の方の協議会中での入室については、事務局で適宜対応をお願いいたします。

◎配付資料の確認

○会長　それでは、議事進行に入ります前に、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

会議開催に先立ちまして皆様に事前配布させていただきました資料と、本日机上配付させていただきました資料を、併せて確認をさせていただきたいと存じます。

まず、本日の次第が１枚ございます。続きまして、議題１となっておりますホチキス留めの冊子、令和５年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算。続きまして、議題２としまして、こちらのホチキス留めの冊子、令和６年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）。続きまして、こちらペーパーになっています。資料１としまして、令和５年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算。続きまして、資料２でございます、各年度国民健康保険特別会計決算額の推移。続きまして、資料３、国民健康保険被保険者数等の推移。続きまして、上段が資料４で下段が資料５になっております１枚ものになります。資料４、上段のほうが国民健康保険加入率等の推移。下段の資料５が、一般会計繰入金等（過去６年間）の推移。続きまして、資料６になります。こちらが各年度医療費（療養給付費等）の推移。続きまして、資料７、こちら、両面印刷になっております、被保険者現年度分の調定収入状況。続きまして、資料８、こちらも両面印刷となっております、法定軽減の各年度件数及び金額。引き続きまして、資料９、令和５年度国民健康保険税徴収決算前年対比（６年５月末）でございます。続きまして、資料10、こちらも両面印刷となっております、令和６年度国民健康保険税口座振替推進キャンペーンについ

て。続きまして、こちらは大きい資料になっています。資料11としまして、Ａ３の用紙のホチキス留めになっております、東久留米市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況。

その他の参考資料として、東久留米市国民健康保険運営協議会委員名簿、口座振替推進キャンペーンのカラー印刷のチラシ。続きまして、令和６年度東久留米市健康ガイド保存版。続きまして、東久留米市国民健康保険税のご案内、続きまして、ケンコムのチラシの「ケンコムアプリで楽しい健康習慣を始めてみませんか？」。

以上でございます。配付資料について、過不足等がありましたら、事務局のほうまでお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。

◎令和５年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○会長　それでは、次第の３、議題（１）を始めたいと思います。

初めに事務局より内容のご説明のほうお願いいたします。

○事務局　それでは、令和５年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、この概要につきましてご説明をさせていただきます。

右上に四角で囲みました議題１とあります冊子のほう、令和５年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、こちらの１ページ目をごらんください。

歳入歳出決算は、歳入歳出ともに予算現額は121億5,925万3,000円でございます。歳入決算額は117億5,699万8,703円、歳出決算額が117億4,663万4,028円でございます。その結果、歳入歳出差引残額は1,036万4,675円となっております。

続きまして、歳出決算額と構成比をご説明させていただきますので、別紙の資料１、令和５年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算をごらんください。

下の段の歳出の表になります。１款の総務費の支出額は１億7,302万9,735円で、構成比は1.5％、前年度比3.3％の増でございます。

２款保険給付費は75億5,821万4,759円で、構成比は64.3％、前年度比0.2％の減でございます。

その下、３款の国民健康保険事業費納付金は37億6,288万3,596円で、構成比は32.0％、前年度比3.4％の増でございます。

続きまして、４款の保健事業費は１億3,105万2,253円で、構成比は1.1％、前年度比1.7％の減でございます。

続きまして、５款の基金積立金は1,938万9,697円で、構成比は0.2％、前年度比90.3％の減でございます。

７款の諸支出金は１億206万3,988円で、構成比は0.9％、前年度比34.2％の減でございます。

６款及び８款につきましては、いずれも執行額はございませんでした。

次に、表の上段の歳入でございます。

主な歳入決算額と構成比でございますが、１款の国民健康保険税の収入済額は23億857万8,618円で、構成比は19.6％、前年度比6.0％の減でございます。

４款の都支出金は78億3,407万1,040円で、構成比は66.6％、前年度比0.6％の増でございます。

６款の繰入金は15億7,462万229円で、構成比は13.4％、前年度比10.4％の増でございます。

７款の繰越金は1,938万8,069円で、構成比は0.2％、前年度比90.3％の減でございます。

８款の諸収入は1,963万119円で、構成比は0.2％、前年度比6.8％の減でございます。

続きまして、議題１の冊子のほうにお戻りいただきまして、決算事項別明細書になります。26ページをお開きください。

歳出から、事項別明細のほうを説明させていただきます。また、あわせまして、資料２のほうも併せてごらんいただければと存じます。

まず冊子のほう、26ページからは、１款総務費となっております。こちらは、人件費や各種システム改修に係る必要など、資料２をごらんいただければと思います。資料２の下段の一番右の増減率にございますとおり、前年度比で3.3％増加しております。

続きまして、32ページからの２款保険給付費でございますが、令和５年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が５類に位置づけられたということによりまして、医療費水準につきましては、徐々に平時の水準へ転じてきているところではございますが、依然として被保険者数の減少傾向は続いており、前年度比で0.2％の減となっております。

続きまして、38ページの３款国民健康保険事業費納付金につきましては、保険給付に係る費用の納付金として医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と分かれておりますが、こちら合わせまして東京都へ納付するものでございまして、都による算定の結果、前年度比で3.4％の増となっております。

続きまして、40ページからの４款保健事業費につきましては、後発薬品差額通知等の費用や健康増進・サポート事業、特定健康診査などに係る事業費で、1.7％の減少となっております。

続きまして、44ページの５款基金積立金になりますが、令和４年度決算剰余金を全額積み立てたもので、前年度比90.3％の減少となっております。

そのほかにつきましては、例年実施しております国民健康保険事業の運営に要した経費でございます。

次に、冊子のほうのページをお戻りいただきまして、10ページの歳入でございます。資料２のほうは、上段のところになります。

１款国民健康保険税は、令和５年度は被保険者数の減少傾向などの影響から、前年度比で6.0％、１億4,600万円余の減となっております。

続きまして、16ページになります。４款都支出金、こちらにつきましては、東京都が国民健康保険制度の財政主体であることに伴いまして、保険給付に必要な費用を、普通交付金として市へ約76億4,000万円交付されたほか、特別交付金として保険者努力支援分、特別調整交付金分、都繰入金２号分、特定健康診査等負担金を、財政状況や実施事業に応じた財政調整として交付を受けた結果、前年度比0.6％、4,800万円余の増となっております。

続きまして、20ページでございます。６款繰入金は、前年度比10.4％、１億4,800万円余の増となってございます。なお、一般会計から赤字補塡分として繰入れを行い、その他一般会計繰入金は６億2,500万円で、前年度比38.9％、１億7,500万円の増となっております。また、国民健康保険事業運営基金繰入金は、前年度比4.2％、1,000万円余の減となっております。

続きまして、24ページの８款になります。諸収入は、第三者行為や不当利得に係る納付金・返還金等

が減少したことにより、前年度比6.8％、140万円余の減となってございます。

最後に、国民健康保険の被保険者の状況でございますが、別添資料３をごらんいただければと思います。

年度末におけます国民健康保険被保険者等の状況でございます。国保世帯及び被保険者数についてはそれぞれ、令和４年度は１万5,730世帯、２万3,079人で、令和５年度は１万5,208世帯、２万1,912人となってございます。世帯では522世帯、3.3％の減、被保険者では1,167人、5.1％の減となっており、引き続き減少傾向が続いている状況となってございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長　ありがとうございました。ご丁寧にご説明をありがとうございます。

それでは、これより委員の皆様よりご質問、疑問点、それからご意見などありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員　資料２の国民健康保険税についてですが、昨年度の決算について、６％減少ということで、今年度は税率の改定を行いましたが、東久留米市の税率の所得割額とか均等割額のこの数字は、多摩地域の中で比較しますと、どの程度のところにあるのでしょうか。

○会長　ありがとうございます。

それでは、事務局よりお願いします。

○事務局　それでは、国民健康保険税の東久留米市の状況ということで、お答えいたします。

今回改定いたしました令和６年度の国民健康保険税の各市との比較ですが、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分の合計となっておりますので、合計した所得割等の数値で比較しますと、所得割率は26市中11番目に位置し、均等割額は26市中５番目に位置しております。

なお、近隣市に絞って比較しますと、近隣５市の中で、所得割率は３番目、均等割額は２番目に位置しております。

以上でございます。

○委員　分かりました、ありがとうございます。

○会長　ありがとうございました。

では、ほかにございますでしょうか。

○委員　私は２つございますので、よろしいでしょうか。

最初に、余剰金についてお伺いしたいと思います。

ただいまの余剰金は約1,000万円ということでしたけれども、現時点での基金の残高を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○会長　事務局よりお願いいたします。

○事務局　では、現時点での基金残高でございます。

現時点での基金残高ですが、令和５年度末時点で１億689万9,022円となっております。

令和５年度の剰余金は1,036万4,675円で、ここから今年度執行予定である１億円を執行した場合、令和６年度末残高は1,726万3,697円となる見込みでございます。

以上でございます。

○委員　ありがとうございます。大分少なくなって、大丈夫かしらとちょっと心配なんですけれども。

あともう一つよろしいでしょうか。

資料７の１のところで、全体被保険者現年度分の調定収入状況の還付未済額というところがあると思うんですけれども、ちょっと多いかなと。４年度に比べると100件ほど増えているようなんですけれども、その要因というか、その発生理由というのが、私の考えというか、思ったところは、やっぱり高齢者が多くて、通知が来ても未開封だったんじゃないかとか、その方はよく分かっていないんじゃないかというのが多かったんじゃないかというふうに感じたり、またこれを時効っていうんですか、何年ぐらいまでは有効なのか、そういうのをちょっと教えていただければと思います。お願いします。

○事務局　２点ご質問いただきました。

初めに、還付未済額の発生理由についてです。還付金が発生した場合、過誤納付金還付通知書を市が還付の該当者に発送します。その還付の手続の際、還付金は申請された口座に振り込むこととしております。還付の該当者が、その口座振込みの手続など市に対して申請が遅れている場合に、還付未済額となります。またこの再通知、封筒で分かるように送っているんですけれども、中に過誤納付金還付通知書というものを入れて送って、なるべく目立つような色で送っております。これ、１年だけですと、さっき言ったように還付未済増えていく可能性もありますので、再通知は２年間実施しております。

次に、還付金の消滅時効につきましては、地方税法第18条の３の規定により、過誤納付金還付通知書を発行した日から５年を経過すると時効となり、還付金の受取りができなくなりますが、先ほど申し上げましたように再通知を２年間していますので、合計５年足す２年、７年間還付が請求できるという形になっております。

以上でございます。

○会長　ご丁寧にありがとうございました。

そのほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員　ありがとうございます。

国民健康保険の歳入歳出の残高が1,000万円あったということなんですけれども、資料１を見てみても、保険税が減少したり、あと都の支出金が増えたりしているんですね。それで、歳出の結果、保険給付費が下がっているということは分かるんですけれども、あわせて、令和５年度末の資料３の保険者数の推移というのを見ると、ここが減っているわけですね。そうすると、収入が下がって、保険給付費も下がっていると。それで、結果、人も減っているんですけれども、結果、残高が出たということは、給付費がそういったいろいろな結果、国保に関するものが出が少なかった結果なのか、それとも何か税率の調整とかで、その収入が結構上がったというような分析なのか、ちょっとそのあたりの背景を教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長　ありがとうございます、構造のところだと思います。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○事務局　今回剰余金が発生した要因なんですけれども、東京都より、給付費のほうは、毎年見込みでいただいているものがあるんですけれども、それに比較いたしまして、最終的に確定しました保険給付費のほうが少なくなったところで、剰余金が発生しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員　ありがとうございます。ちょっとよく聞こえなかったんですけれども、保険給付費が下がったという結果なんですか。

○事務局　そのとおりでございます。

○委員　相対的にそうだったということですね。はい、分かりました、ありがとうございます。

○会長　ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございませんので、これをもって質疑のほうは終了させていただきます。

今回の事務局からのご説明のとおり、ご承認をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長　ありがとうございました。

それでは、異議なしと認めて、承認をすることといたします。

◎令和６年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）

○会長　続きまして、令和６年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）についてでございます。

こちらも、事務局よりまずご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、議題２になります。令和６年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）についてご説明をさせていただきます。

まず、右上に四角で囲みました議題２とあります冊子のほう、令和６年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）の２ページをお開きください。

今回の本補正予算（案）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億2,906万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ119億5,839万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明をさせていただきます。

14ページをごらんください。

１款総務費、１項総務管理費、目３連合会費は、国保連合会より示された東京都国民健康保険団体連合会負担金が、当初の予算算定時よりも増額したことに伴いまして、1,000円を増額するものでございます。

続きまして、その下の５款１項目１基金積立金は、前年度繰越金を国民健康保険事業運営基金に積み立てるもので、先ほどの残額になりますが、1,036万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、その下の７款諸支出金、１項償還金及び還付金、目２償還金は、普通交付金、特別交付金並びに特定健診等負担金の前年度の精算に伴いまして、１億1,869万7,000円を増額するものでございます。

次に、ページをお戻りいただきまして、12ページの歳入のほうでございます。

こちら、６款繰入金、１項他会計繰入金、目１一般会計繰入金は、過年度償還金等の支払いに当たり不足する財源について、一般会計より繰入れをするもので、１億1,869万9,000円を増額するものでございます。

７款１項目１繰越金は、令和５年度の決算剰余金を繰り越すもので、1,036万4,000円を増額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長　ありがとうございました。

それでは、こちらにつきましても、ご質問、ご意見などありますでしょうか。

（発言する人なし）

○会長　特にございませんでしょうか。

それでは、特にご質問などもありませんので、これをもって質疑を終了いたします。

今回の事務局のご説明のとおりご承認をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長　ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、承認をすることといたします。

◎報　　告

○会長　本日、議題は以上でございますが、事務局よりご報告事項があるということです。

それでは、事務局より早速お願いいたします。

○事務局　それでは、事務局からの報告でございますが、次第４に記載がある順にご報告申し上げたいと存じます。

まず、納税課長より、令和５年度国民健康保険税の徴収状況についてと、国民健康保険税口座振替推進キャンペーンについて、そして次、私と特定健診係長より、データヘルス計画の経過報告について、次に、私のほうから、保険証廃止に伴います東久留米市国民健康保険条例等の改正について、最後にその他として、もう一つご説明させていただきたいと存じます。

質問につきましては、おのおのの説明が終わりましたらお願いいたします。

まずは、納税課長より、１と２を２つ続けて報告いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局　私から２点、報告させていただきます。

１点目、令和５年度国民健康保険税の徴収状況について。

初めに、国民健康保険税現年分の収納状況でございます。

資料９をごらんください。

調定額でございます。右側のほうに５年度載っております。５年度の中の左から２番目のところ、調定額というところの、下りていただいて小計というところをごらんいただければと思います。

調定額は23億3,483万7,000円、収入額、その右横になります、22億2,175万円、収納率は右端になります、95.2％、前年度比で0.1ポイント減となっております。

次に、滞納繰越分の収納状況でございます。今見ていただいた下から２番目の欄をごらんください。

調定額は２億1,811万5,000円、収入額は8,682万9,000円、収納率、一番右端になります、39.8％、前年度比で1.7ポイント減となっております。

納税課といたしましては、国民健康保険税をはじめ市税収入を確保するため、次のような取組を行いました。

まず、令和４年度同様、納め忘れを防ぐための電話催告を約１万7,000件行ったほか、開庁時間内での来庁が難しい方のために、平日夜８時までの夜間窓口を３回、土日の休日窓口を６回行いました。また、納付環境の整備として、市民税・都民税、これ、普通徴収になります。それから固定資産税・都市計画税、軽自動車税の当初納税通知での共通納税システムが導入され、窓口納付が取扱停止となった金融機関においての納税が可能となりました。さらに、本市では未導入であったクレジットカードの利用も、共通納税システムを利用し昨年度より可能となりました。国民健康保険税につきましては、先月７月より共通納税システムの利用が可能となりました。このようなさらなる納付の利便性は、今後収納率のアップにつながるものと考えております。

こうした取組により、納期内納税者の方が増える見込みである一方で、財産があるにもかかわらず納付しない方につきましては、差押え等の滞納処分を行い、納期内納税者の方との公平性を担保しております。

納税課としましては、国民健康保険制度の安定のため、保険年金課と連携を取りながら、累積滞納者の抑制や納税意識の向上に努めてまいります。

続きまして、２点目、国民健康保険税口座振替推進キャンペーンについて。

資料10裏面の項番３をごらんください。

令和４年度から、金融機関の窓口納付やコンビニ納付、スマホ決済から口座振替にシフトする納税者を増やし、収納率の向上を図るとともに、市が負担する手数料の削減を目的として、口座振替推進キャンペーンを実施しております。令和４年度は、新規に口座振替登録をしていただいた方、従前から口座振替をしている方を対象に、抽選で1,000名に1,000円のクオカードをプレゼントするものでした。キャンペーン実施２年目となる昨年、令和５年度は、新規に口座振替登録をしていただいた方に絞り、500名に1,100円相当の地元産ジャムセットを抽選でプレゼントいたしました。

当初及び毎月の納税通知書発送時に、周知のチラシを同封しキャンペーンの案内をしたほか、保険証を必ず使う医療機関や調剤薬局等にチラシやポケットティッシュの配置をお願いし、広報及び市ホームページにキャンペーン周知記事を掲載いたしました。また、11月に開催されました市民みんなのまつりにブースを設けＰＲするなどの様々な周知活動を行いました。

キャンペーン期間中の７月から12月における国民健康保険税の口座振替新規申込者数は、令和４年度は前年度比で120％となり、令和５年度は前年度比92％になったものの、キャンペーン実施前の令和３年度と比べると、およそ110％となりました。

今年度の予定でございますが、キャンペーンの取組が一定の成果を上げていること、令和６年度からコンビニ納付とスマホ決済の手数料が大幅に上がったことなどから、今年度も国民健康保険税に限定し、継続実施しております。対象は、今年度も新規の口座振替申込者に限定し、昨年ご好評をいただいた東久留米市産ジャムセットを500名の方へプレゼントを予定しております。

参考資料として配付してありますロ座振替推進キャンペーンチラシを、後ほどごらんになっていただければと思います。

国民健康保険税の現年収納率は95.2％と、他の市税と比較して４％ほど低く、収入額に換算すると４％は約１億円弱となります。仮に収納率が１％上がった場合は、約2,500万円の増となります。多摩地区の類似団体で現年収納率が98％台の自治体もあることから、担当課といたしましては、安定して確

実に納付が見込まれ市の負担も低い口座振替を、今後も重点的に推進してまいります。

なお、キャンペーンの財源は、今年度も東京都国民健康保険保険給付費等交付金を活用する予定でございます。

納税課からは以上でございます。

○会長　ありがとうございます。

それでは、皆様より何かご質問などございますでしょうか。

とても足の長いというか、地道な取組をされているのかなというふうに拝聴しました。

前半で委員の先生からもご指摘ありましたけれども、なかなか国保が、財政状況が厳しい中で、この１％というのは非常に大きなインパクトがあるなというように感じましたので、引き続き、若い世代含めてやっていくことは大事だなというふうに改めて感じました。

皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次のテーマで報告をお願いいたします。

○事務局　では、報告の３番目、データヘルス計画の経過報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、Ａ３の資料11をごらんください。

令和２年度に中間評価を実施いたしました第二期データヘルス計画の標準化シートをベースにご報告いたします。

中間評価により設定しました新たな目標値に対しての実績となってございます。資料上、黄色い網かけとしている部分が新たに数値等を更新している箇所でして、一部時期的に数値がまだ出てこないというものがある状況ではございます。

最初に、一番表の計画の全体像として、資料の右上の、計画全体とある資料をごらんください。

一番左端のアルファベットが、健康課題としてＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄと４つに分類したものでございます。そのまま右側に進みまして、中央あたりにございます評価項目欄をごらんください。その各評価項目の目標値などは、そのさらに右にございます目標値欄に記載がございます。目標値欄につきましては、黒字の計画目標値に対し、赤字が実績値として示してございます。

まず、Ａ分類の医療費に係る部分では、評価項目の１つ目、腎不全レセプトのある被保険者数の対前年度増減率が5.3％、２つ目、要医療フォロー事業対象者の減少率が75％となってございます。次に、Ｂ分類の生活習慣病に係る部分では、１つ目の糖尿病、高血圧症、脂質異常症の１人当たり医療費の対前年度増減率がマイナス2.3％、メタボ該当者の割合についは、現時点ではまだ数字がなしとなってございます。Ｃ分類のがんに係る部分では、１つ目、がん検診の受診率、３の喫煙率については、この後の個別シートにてご説明をいたします。２つ目の精密検査受診率については、現在受診勧奨中でございます。Ｄ分類の生活習慣に係る部分ですが、１つ目、健診受診者の高血圧の割合、２つ目、脂質以上の割合、ともに現時点でまだ数値なしの状況となってございます。

○事務局　続きまして、健康課より個別シートについてご説明をさせていただきます。

１ページをお開きください。

まず初めに、１、特定健康診査となります。こちらのアウトカムの内臓脂肪症候群の該当者の割合及びアウトプットの特定健康診査受診率ですが、令和５年度の法定報告値が11月頃に公表されることから、

現時点ではお示しはできない状況ですが、特定健康診査受診率につきましては、健診票送付者数を受診率で単純に割り返した数値が算出できておりまして、参考値としましては48.4％となっております。令和３年度以降はほぼ同様の受診率となっており、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準まで回復しない状況が続いてしまっております。

続きまして、２ページをおめくりいただき、（１）特定保健指導と併せて、その後の２ページの２（２）特定保健指導参加のための環境づくり、こちらを併せてご説明いたします。

こちらの策定健康診査と同様、令和５年度の法定報告値がまだ公表されていないことから、現時点ででは正式な数値をお示しすることはできませんが、実数値としまして、特定保健指導実施率は9.25％となっております。特定保健指導においては、未利用者に対してお電話や勧奨はがき等で勧奨を行っておりますが、利用率に関しましては、こちらも特定健康診査と同様に、令和３年度以降ほぼ同様の数値となっている状況となっております。

続きまして、２ページをおめくりいただきまして、２（３）生活習慣病予防対策をごらんください。

こちらの①の40歳代の受診率のアウトカムは、法定報告数値の算定を待ってということになりますが、その他の評価指標については、いずれも前年度より増加しており、前年度から減少という目標の達成には至っておりません。

続きまして、１ページをおめくりいただきまして、２（４）要医療者フォロー事業をごらんください。

こちらの事業は、特定健診の結果、非肥満で血糖値が受診勧奨レベルにある対象者に対して、受診勧奨を行うものであります。アウトカムの要医療者フォロー事業対象者の減少率としましては、75％となっております。アウトプットの受診勧奨により、治療を開始した人の割合は90％となっており、目標値を大きく超えております。引き続き、医療機関と連携を図り、対象者へのアプローチの継続を図ってまいります。

特定健診に関する進捗状況は以上です。

○事務局　では、続きまして、次のページの３（１）糖尿病性腎症重症化予防事業についてをごらんください。

アウトカムの対前年度増減率でございますが、5.3％となってございます。社会保険への加入による脱退や離職による加入などにより、成果としての分析は難しいところですが、結果として、若干増加しているという結果となってございます。アウトプットでございますが、100％という結果で、令和５年度においては３名の方が保健指導を希望され、いずれの方もプログラムを完了したところでございます。

続きまして、次のページをおめくりください。４（１）ジェネリック医薬品の利用促進をごらんください。

アウトカムでは、目標値72.5％に対して実績が75.7％と達成している状況でございます。アウトプットにつきましては、1,856件の通知実績となってございます。アウトカム指標は達成しているところでございますが、アウトプット指標については目標値を下回り、かつ、減少しております。この要因としましては、母数である被保険者数の減少やアウトカム指標の後発医薬品の使用割合が増加していることなどが考えられるところでございます。今後の推移を確認しつつ、目標値の設定を検討してまいります。

続きまして、次のページ、４（２）重複・頻回受診対策をごらんください。

アウトカムについてでございます。令和４年度に通知を行った対象者の錠数の状況を、令和５年度と

で比較した数値ですが、プラス44.0％となってございます。年２回、９月と３月に重複及び頻回受診に係る通知を送っているものの、前年度比較としては増となったところです。前年度までの推移から若干上昇しているため、単年度での評価は難しいところですが、同対象者などには、より注視していきたいというところでございます。なお、アウトプットでは、対象となる方に確実に通知を行ってございます。

次のページの４（３）健康増進・サポート事業をごらんください。

システムの登録者数の増加をアウトプットとしているところでございまして、令和５年度末では444人と、34人増加いたしております。健診や各種イベント、窓口での案内時等に利用者増につながるよう、様々な周知を図ってまいります。

保険年金課から以上でございます。

○事務局　健康課に戻りまして、最後に４（４）がん検診、その次のページの４（５）がん検診の受診率向上対策と、併せてご説明させていただきます。

こちらは、東京都福祉保健局で公表しております東京都健康ステーションでの公開値を基にご説明をさせていただきます。

現在、最新で公表されているものは、令和４年度の受診率となります。胃がん検診が3.4％、肺がん検診が0.9％、大腸がん検診が26.1％、子宮頸がん検診が11.4％、乳がん検診が19.2％となっており、令和３年度と比較すると、乳がん検診の受診率が大きく伸びていることが分かります。令和４年度は、ツイッターやフェイスブックによるＳＮＳでの情報発信を開始したほか、電子申請フォームをより簡易的に変更するなど、新たな取組を実施いたしました。そうした新たな取組も受診率の向上につながったのではないかと考えております。

がん検診につきましては、引き続き市民への周知に注力してまいります。

○事務局　以上で、データヘルス計画の経過報告とさせていただきます。

なお、現行の第二期データヘルス計画については、昨年度が最終年度となっており、今年度より新たに策定いたしました第三期同計画に基づき、分析、検証をしていくところでございます。今後も引き続き被保険者の健康保持推進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長　どうもありがとうございました。

皆様より何かご質問などございますでしょうか。

○委員　ありがとうございます。

東久留米市の令和６年から始まるデータヘルス計画と保険事業等の実施計画で、新たな項目というのが幾つか最後のほうに記されていたかなというふうに思うんですけれども、その中の１つに、特定健診で、糖尿病の患者さんに対して市の成人歯科健診の受診勧奨をするというところを書き加えていただきまして、議会も通していただいて、深く感謝申し上げたいと思います。

診療報酬の話になると、令和６年度の診療報酬の改定の中でも、生活習慣病の患者さんに対して、眼科であるとか歯科を受診しなさいというようなところが、保健指導の大きな眼目になっているというふうにも伺っているんですけれども、今伺ったこの新たな計画のいろんな進捗の中に、今後そういう新たな取組をどのように加えていただけるのかなというのが１つ。これ、いろんな国の基準や都の基準以外に、東久留米の新たな取組なんで、それをどう入れていただけるのかなというのをちょっと伺いたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。

事務局よりお願いいたします。

○事務局　今後どのような形で表現していくかというところ、まだちょっと決まっておりませんので、今後検討してまいります。申し訳ございません。

○委員　ありがとうございます。

あわせて、新たな計画で成人歯科健診を入れていただくというのは非常にいいんですけれども、ただこれ、９月、10月、11月の３か月という僅かな期間な上に、対象の年齢も絞られてきているので、将来的には糖尿病の患者さんには歯科受診を勧奨していただくというような形になると、より効果的な事業の展開になるのかなというふうにも考えていますので、その点の検討もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○会長　ありがとうございました。

そのほかに何かご意見など、ご質問ありますでしょうか。

すみません、では、私からコメントさせていただきます。

この資料11のところというのは、全国の中で、東京都だけが一番この標準化というのは進んでいまして、東京都内62区市町村全てが、この資料11のようなフォーマットに全部整理ができています。したがって、今回、今後は東京都の中でどの区市町村がどんな病気が多くて、どんな取組をやったらどのぐらいよくなったか、また課題は残っているかというのは、一目瞭然になります。これは全国の中でも、この間東京都庁の皆さんが発表して、ほかの県庁の皆さんがびっくりされていたんですけれども、その中で、実は東久留米市というのは、非常にこの保健医療サービスの実施状況が進んでいる地になっています。

ところが、今日明らかになったように、このコロナ禍によってそのレベルが、ほかの市町村ももちろん同じなんですけれども、一旦下がってしまって、せっかく皆さん、かかりつけ医とかかかりつけ歯科医を持っていたのに、ちょっと健診に行かなくなってしまった人がいると。それが十分に戻ってきていない。特に特定健診以上に特定保健指導なんか、参加率がものすごい下がってしまいました。今後、コロナもまた再燃することがもちろんありまして、そのときに、やっぱりかかりつけ医を普段から持っていて、健診や保健指導などをしっかりと受けるということが、ものすごく大事で、東久留米市というのは、比較的市の中で医療とか保健が完結できてきたので、これをぜひ続けていただきたいなというふうに思っています。

市長様からご連絡いただきまして、いよいよこの10月から東京大学のほうで、このデータヘルスの授業を幾つかの小学校、中学校で、東久留米だけですけれども、やらせていただくことになりまして、まさにこういった情報、それからお子さんだけじゃなくてお子さんのご家族の方に、そういったものをお子さんからまた届けていただきたいなというふうに思っています。

我々は期待しておりますので、皆さんもぜひ、国保の運営協議会のリーダーとして、またご周知をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、よろしければ次の話題のほうにお願いいたします。

○事務局　それでは、報告の４つ目、保険証廃止に伴う東久留米市国民健康保険条例等の改正について、

こちら資料はございませんが、口頭にて説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律が本年12月２日に施行されることに伴い、被保険者証の廃止に関連する規程を整備するため、東久留米市国民健康保険条例等の一部を改正する必要がございます。

東久留米市国民健康保険条例の改定につきましては、９月議会に上程いたします。

既に皆様ご存じのこととは思いますが、本年12月２日より被保険者証は新規の発行を終了し、マイナンバーカードでの健康保険証利用を基本とする仕組み、いわゆるマイナ保険証に移行いたします。

12月１日までに交付した国民健康保険被保険者証は、内容の変更が生じない場合、有効期限が切れるまで最大令和７年９月30日まではお使いいただけます。マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書が交付され、医療機関等に提示することで、引き続き医療を受けることができます。

また、被保険者証の廃止に伴い、これまで国保税の滞納者に対して発行しておりました短期被保険者証の運用も廃止される予定です。あわせて、長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきました被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付し、悪質な滞納者には特別療養費を支給するという運用になります。

現時点で運用の詳細は決まっておりませんが、国から政省令や運用の詳細等が示されましたら、運用方法を納税課、保険年金課間で調整の上、進めていくこととなります。

収納率への影響が懸念されるところではございますが、納税相談の機会が失われないよう、今後も適正な運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

それでは、何かこの件につきましてございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

○委員　すみません、保険証廃止、すごくよく分かったんですけれども、東久留米は特に老人が多くて、本当に申し訳ないんですけれども、半分正常、半分認知の方もとても多くて、独り住まいの方がとにかく多いです。そういう方の保険証も廃止するということも、その方たちへの、なくなってつなぐ、マイナンバーもないということを、どうやって周知していくのかなと、その辺のフォローというんですか、そういうのは何かお考えになっていらっしゃるんでしょうか。

○会長　事務局のほう、ございますでしょうか。

○事務局　今後の被保険者証の周知についてですが、12月２日がタイムリミットとして報道されていることによって、ちょっと皆様に不安を生じさせてしまっているというところはあるかと思うんですけれども、これから広報等などで丁寧な説明に努めてまいります。

まずは、今現行の保険証は、来年の９月30日まではそのままお使いいただけますということが、まず大前提です。その間で、万が一、被保険者証を紛失してしまって再交付というような場合であっても、12月２日を過ぎた後でも、被保険者証に代わります資格確認書等などで、医療にかかれる体制は必ず担保されますので、その旨についても周知に努めてまいります。

○委員　すみません。病状にかかる包括とか、そういうところに行って説明するということはできるんでしょうか。関わっている方たちは、そのことをはっきりちゃんと相手に伝えられないと、向こうも分か

ってもらえないと思うし、こちらも困ると思うんです。それに関わっている人たちに対して、このことをもっとちゃんと、どこまでが大丈夫で、どこまでが駄目で、これからどうなるというのを、皆さんもちろんちゃんと知っているとは思うんですけれども、もっとよく、もっと細かくお伝えできる、教えてもらえるとか、そういう機会というのはあるんでしょうか。考えられるというか、どうでしょうか。

○事務局　こちらは、国民健康保険にかかわらず、全てのマイナ保険証に関わってくることだと思うんですけれども、マイナ保険証の、施設に入っていらっしゃる方々の取扱い方法など、別途ガイドラインが示されておりまして、そちらのほうも国のほうで周知をしておりますので、そういったところをご案内していくような形に。

○委員　どうもすみません、ありがとうございました。

○会長　ありがとうございました。

そうですね、我々も職場経由していろんな情報来たりとかしていますけれども、国保は本当になかなか一斉周知というのは難しい構造なんですけれども、今おっしゃったように、いろんな機会を捉えて、国はもちろんやらなきゃいけないですし、自治体さんも何かの機会を捉えて周知をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

そのほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項お願いいたします。

○事務局　その他の報告事項になりますが、ＱＵＰｉＯ＋からケンコムに移行しました件についてご説明させていただきます。

参考資料の一番最後としてカラー刷りのチラシをお配りしておりますので、こちらを後ほどご確認いただければと思います。

平成28年度から実施しております健康増進・サポート事業ＱＵＰｉＯにつきましては、事業者の統合等により、平成31年４月よりＱＵＰｉＯ＋としてリニューアルされました。令和６年度におきまして、これまで実施してきましたＱＵＰｉＯ＋が、令和６年５月31日を持ちましてサービスが終了することとなり、令和６年６月19日より新たなサービスであるケンコムへ移行いたしました。

本サービスは、ＱＵＰｉＯ＋に引き続き、生活習慣病の発症リスクや健康づくりに役立つ情報を知ることができます。また、行動メニューの設定や日々の体の記録をつけることができ、健康増進・サポートポイントプログラム対象事業に取り組むとポイントが付与されます。付与されたポイントが一定程度たまりましたら、各種商品等へ交換することができるようになっております。

なお、これまで従前のＱＵＰｉＯ＋を利用されていた方につきましては、ケンコムへの移行手続を行うことで、健診結果やポイントなどのアカウント情報は、ケンコムのほうへ引き継がれる状態となります。

引き続き利用者数の増加に向け、健康課と連携しながら事業の周知実施に努め、被保険者の方の健康増進を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

何かご質問などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

すみません、はい、お願いいたします。

○委員　先ほどのデータヘルス計画の中の一番最後の健康増進・サポート事業の表の中で使われているＩＣＴというのは、こちらのことを指しているということでよろしいでしょうか。

○事務局　はい、そのとおりでございます。

○委員　今のご説明で、ＱＵＰｉＯ＋からケンコムに変わったりとかということもあって、使われている方、移行するなどなかなか大変かなとちょっと思ったりするんですけれども、現時点、令和５年での444名が登録しているということなんですけれども、先ほどの報告では。継続して使っていただくために、新しいものに移行したりしないようにするのが一番いいんだろうとは思うんですけれども、近隣の市区町村などで、こういったものでどういった、こういう媒体を使っているかだとか、ケンコムがよく使われているとか、何かその辺の情報というのはあるんでしょうか。

○会長　ありがとうございます。

何か事務局で情報お持ちだったりしますか。

○事務局　資料がなくて申し訳ないんですけれども、今現状で、東京都内でケンコムを利用している団体さんはほかにはないというようなことだけしか、ちょっと分からない状態です。

○委員　分かりました。継続して、ほかの市区町村さんも、これはいいねといって使えているようなシステムがあるんだったら、そういうものがいいのかな、また、何年かして新しいものに移行するというと、利用されている人は大変かなと思ったので、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

○会長　ありがとうございました。とてもいい視点だと思うので、また業者さんとも意見交換されるといいと思います。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お願いします。

○委員　ありがとうございます。

先ほどからマイナ保険証に関することとか、市民皆様が活用されるアプリに関することとかのご質問をいただいているようなんですけれども、庁内でＤＸ化、デジタル化をいろいろと進めるというようなことが今、積極的に行われているというような話を伺いました。

それで、この資料の中にも、健康ガイドとか紙で来ているんですけれども、これもいろいろな案内と併せてＤＸ化して、これからあんまり紙では配らないよみたいな話も伺っているんですけれども、このＤＸ化の市民サービスとかこういったチラシとかに、今のアプリもそうですけれども、関わる全体的な取組の状況というのは、やはり国民健康保険運営協議会で議論されることなのか、また市民の皆様も合わせた、ほかの場での協議の場があるのか、併せたそういった情報はどこに行けば市民の皆様がアクセスして分かるのか、そういったことの全体像をちょっと教えていただければと有り難いと思いますが、いかがでしょうか。

○会長　ありがとうございます。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○事務局　どこの部署に行けばそういったことが詳しく聞けるかというふうな話になると、行政経営課という部署があるので、そこからホームページ等で情報発信はされるとは思います。ただ、そういった内

容をこの国民健康保険の運営協議会のほうで、例えば承認をいただいて実施するとかって、そういったことは今のところないのかなと。

ただ、各担当の部署で、ＤＸ化につきましては検討を進めておりまして、その１つの視点としては、市民の皆様が利用しやすい、また庁内では事務の効率化が図れる、そういった視点からＤＸ化を考えていこうということで、各担当のほうでいろいろ考えているという、今、状況であるのかなというふうに認識しております。

また、健康課のほうでは、今、ウオーキングマップアプリというアプリを開発を進めておりまして、そういったアプリで、例えばこういう時期ですと、熱中症で、暑い時期に涼めるところはどこかとか、誰でもトイレがどういったところにあるのかとか、また、災害の避難所の情報ですとか、そういったマップもその中に入れて利便性を高めていくというような取組を今、保険年金課のある福祉保健部の中では検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員　ありがとうございます。いろいろな取組は非常に、今部長さんおっしゃったように有効なものかなと思うんですけれども、そこに市民の皆さんがやっぱりアクセスして、分かりやすいというプラットフォームが１つできると有り難いなと思いますので、市民の皆さんの目線の立場でのそういったＤＸ化をぜひ進めていただければ有り難いなと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　１点、すみません。進められている中では、ＬＩＮＥを活用した手続ができるようにということを、今、福祉保健部ではないですけれども、ほかの部署ではちょっと検討がされているというふうに承知しております。

以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

そのほかに何かご質問などありますか。

（発言する人なし）

○会長　よろしいでしょうか。

今日、盛りだくさんな内容で、本当に委員の先生方、ありがとうございました。

最後に、事務局よりお知らせがあるかと思いますが、お願いいたします。

○事務局　本日、今年度第１回目の運営協議会を開催させていただきました。今年度におきましては、年３回程度を開催させていただく予定としております。今年度の12月議会におきまして、急遽ご審議いただく必要のある案件が生じた場合を除きまして、本日が現任期の委員様として実質最後の運営協議会となります。委員の皆様方には、多大なるご理解、ご協力を賜りまして、何とか運営してまいることができました。大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

被保険者数の減少と高齢化が続く状況の中でして、今後、国民皆保険制度の持続可能性を確保していく具体な取組を、引き続き進めていく必要がございます。今後につきましても、何とぞご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○会長　それでは、これをもちまして、令和６年度第１回国民健康保険運営協議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。

（午後２時５０分閉会）

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和６年８月１日

会　　長　　古　井　祐　司

署名委員　　小　玉　　剛

署名委員　　橋　　豊　子

署名委員　　成　田　直　人